

1. テキスト：「場所」「三」の第2段落240頁1行目から第3段落241頁13行目まで。

2. テキスト講読

しかし西田は「フィヒテの事行といえども、尚真の無の場所に於ける自由意志ではない」とする。なるほど「自己の中に無限の反省を含み無限の質料を蔵する」が、それは「定まれる無限の方向」を持った「潜在」を蔵するにすぎない。そこからは「随意的意志」「選択的意志」が出て来ないと西田は批判する。そうして「真に自由なる意志」はかかる随意的意志を内に含むものでなければならないとし、「無より有を作る」とは「すべての作用の潜在的方向を超越して、而も之を内に包む」ことでなければならない、と述べる。ここには真の自由における「自知」、つまりAをとるということがAをとらぬことの自知（選択的意志の可能性）が念頭に置かれていると思われる。こうした発想もすでに『善の研究』に見られるものである。そのことがここでは「真に自由なるものは、無限なる純粹作用を自己の属性となすものでなければならぬ」と述べられていると思われる。無限なる純粹作用とは選択的意志の自由な働きを言うのであろう。そうした働き（作用）をも包む（映す）ものが「真の無の場所」なのである。さらに考えるならば後の論文「叡智的世界」では「随意的意志」が「悪の意志」であるとされていたことからすれば、ここでも「随意的意志」ということで、悪の根源が見られていたのかもしれない。そうであるとするならば、「真に自由なる意志」が「随意的意志」を包む（含む）とは「赦し」の事態を言っているのかもしれない。だとすれば、このことはアウグスティヌスの「善のみ實在」「悪は無」（231,15-232,1;232,2）に本質的にかかわる内容となるであろう。ところでこの思想も『善の研究』に見られるものである。ただしこれらのきわめて重要な論点についてここでは十分に展開されてはいない。

第3段落

「意識一般」という「門口」を過ぎることによって、「自由意志」が立ち現れた。そこでこの段落ではこの自由意志がどのように生ずるかを「包摂判断」に遡って論じている。

- (1) 包摂判断：例えば赤は色である、というように特殊が一般の中に含まれると考えられるが、物（個物）のように、主語となって述語とならない基体においては、特殊において一般が含まれると考えられる。つまり包摂判断の場合、「物」が包摂できない非合理的なものとして残る。
- (2) 物の判断：塩は白くもあり、辛くもある、というように、主語はその属性に対して一般的意義を持っている。この場合通常の間違った考え方とは逆に主語は一般となり、述語が特殊となる。しかし個物の場合、主語（一般）を述語（特殊）によって語り尽くすことができないという意味で、両者の間に「間隙」がある。その場合「物と性質」の関係が成り立ち、「超越的な物」が考えられる。そうなるに形相化できない質料が残り、「質料の独立性」が認められることになる。つまり物の判断の場合でも、「超越的な物」が包摂できない非合理的なものとして残る。
- (3) 力の世界：かくしてこうした「物」の「於てある場所」（空間）が考えられることになる。この「場所」が（「力の場」の如く）「内在的有」ないし「形相」と考えられる時、「力の世界」が成立する。しかしそこでも種々なる「力の質料性」（潜在性）が「力の非合理性」として残ることになる。
- (4) 超越的意識の野：こうして「力の於てある場所」が考えられることになる。それは「超越的意識の野」であり、そこにおいて「力学的力」と「経験内容」が合一する。ここでは「空間も、時間も、力もすべて思惟の手段」となる（合理化される）。
「認識対象界」（対立的無の立場）では「形式的思惟」に対して「感覚が非合理的」となるが、意識一般においては場所の内に超越的なものを盛ることができ

るので、こうした「構成的思惟」にとっては感覚も合理化しうる。しかし意識一般（私は考える）の立場は思惟可能でない「非合理的なるもの」（円い四角形）を通じて意志の立場に転じた。この「自由意志」が「意識の野に於てある」ものである。それは「いかなる意味に於ても合理化することができぬ」「非合理的なるもの」である。すなわち「全然限定せられたる場所を超越したもの」であり、それ故に真の無の場所たる「意識の野に於てある」のである。かくして、真の無の場所に残った最後の「非合理的なるもの」が「意識の本体」（無より有を生ずる、無にして有を含む）すなわち「自由意志」なのである。